

1. 平成29年第2回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成29年6月29日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書（継続審査）

日程6 請願第2号 「組織的犯罪処罰法改正案（テロ等準備罪法案）」の創設反対を求める意見書採択についての請願

日程7 議発第2号 議員派遣について

日程8 報告第7号 専決処分の報告について

日程9 議報告第6号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程9まで

日程10 議案第83号 工事請負契約の締結について（美並まん真ん中広場芝生化工事）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	丸 茂 紀 子	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	尾 藤 康 春	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	乾 松 幸
消 防 長	桑 原 正 明	郡上市民病院 事 務 局 長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には、6月12日開会以来、それぞれの出務、御苦勞さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

なお、報道のため写真等撮影を許可いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時38分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 清水敏夫君、18番 美谷添生君を指名いたします。

ここで、消防長より発言が求められておりますので、許可いたします。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） 6月19日の田代議員の一般質問の中で、出前講座に関する答弁が防火防災市民講座と混同したような内容になってしまいましたので、訂正をさせていただきます。

出前講座は、幾つかのメニューがあり、市民の皆様から申し込みにより、市職員などが講師になって参加するもので、この中の空き缶コンロによる炊飯講座では、女性防火クラブの皆様にも講師として参加していただき、市内の自治会等で年に3回から6回開催をしております。

一方、防火防災市民講座は、女性防火クラブの事業として実施するもので、市内の自主防災組織、防災士等に参加を呼びかけて開催するものです。

平成23年度から年2回程度開催しており、今までに災害図上訓練、初期消火や応急手当、空き缶コンロの炊飯、地震対策、防災講演会などを実施しています。この中で、感震ブレイカーの講習も実施したものです。

訂正し、おわびいたします。申しわけありませんでした。

◎議案第75号から議案第113号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程4、議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成29年6月12日開会の平成29年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成29年6月22日開催の第2回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び市民課長から、郡上市火葬場整備計画に基づき、老朽化の著しい美並、明宝、和良の3つの斎場は平成29年3月をもって廃止しているため、現状に合わせて条例整備を行うとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、大と高鷲の斎場の今後について質問があり、火葬場整備計画では、大和斎場は平成36年に廃止としている。高鷲斎場は新しいため廃止の予定はないが、今後の利用率や大規模修繕が発生したときに使用の継続を考えるとの説明がありました。

廃止した3つの斎場の利用について質問があり、平成30年度に取り壊しを予定しているが、土地利用については斎場の跡地ということで未定であるとの説明がありました。

炉の数につきまして質問があり、白鳥に建設中の斎場は人体炉3炉、動物炉1炉で1日3体の火葬ができる。郡上市の現在の死亡者の数は年間650程度であり、南部対北部は3対2の割合となっており、1日平均2体以上はないため、十分対応できる計算であるとの説明がありました。

大きな災害が起きたときに、市内で対応できるようにある程度の炉の確保は必要でないかとの意見もありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

平成29年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続いて、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年6月12日開会の平成29年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、平成29年6月21日開催の第2回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、地方税法施行令等の一部改正に伴う軽減判定基準の拡充、減免申請書の記載事項一部削除、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例について説明を受けました。

審査の中で、委員から、5割軽減及び2割軽減の拡充による減収額について質問があり、5割軽減では51万2,525円、2割軽減では39万3,400円、合計約90万6,000円になるとの説明がありました。

国民健康保険税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除することについて、どのような背景があったのかとの質問があり、総務省から「個人番号手続の一部見直し」の通知により、個人番号の記載を不要とする負担軽減を目的としたもので、個人番号の記載については各自治体の判断で対応するよう記されているため、減免申請は災害等で被災した場合が想定され、被災者に個人番号を記載していただくことは困難であろうとの判断から、不要とする結論に至ったとの説明がありました。

平成26年から行われている軽減判定基準等の改正の今後の見通しについて質問があり、国の税制改正に合わせ同様に行っていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第77号 白鳥ふれあい創造館の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、条例第4条第2項政治的活動を目的とした利用及び第3項宗教的活動を目的とした利用について利用の制限が記載されているが、教育委員会の所管する他の貸館にはこの項目が存在しないことから、今回、この項目を削除する。

また、会議室について、101の会議室は現在、印刷関係を行う部屋として利用しており、これまでも一般の方への貸し出しはなく、ほかの部屋で十分賄えること、305のAV編集室はビデオテープの編集装置がありビデオ編集を行う部屋として設けていたが、ビデオがほとんど使われなくなったことや、現在は白鳥地域の公民館の備品置場として利用しているため、この両室を一般の使用から外し、利用料金表からも削除するとの説明を受けました。

審査の中で、305のAV編集室は開設以来、どれくらい利用があったかとの質問があり、開館が相当前なので利用のデータはなかったが、平成7年の花フェスタ'95ぎふの際に郡上郡内7カ町村でプロモーションビデオをつくるなど、ビデオテープのあった時代にはかなり使われていたが、映像媒体が変わったことから全く使われていないとの説明がありました。

また、当該施設建設の際に公民館の補助金が使われていたかとの質問があり、県の補助金が1,600万円使われているとの説明がありました。

政治的利用や宗教的利用の申し出の事例があったのを踏まえての改正なのかとの質問があり、こ

とし2月に政治団体から利用申し込みを受けて改正を行うとの説明がありました。

ほかの施設で営利目的で利用する場合は、利用料を加算する規定が設けられているが、市内の各施設で格差がないよう配慮されているのかとの質問があり、関係施設について全てチェックをして不均衡があれば是正するとの説明を受けました。

休館日はなくてもよいのではないかととの質問があり、施設メンテナンスのため不定期に休館するよりも、定休日を決めて利用者に迷惑をかけないようにしているとの説明がありました。

午前・午後・夜間と引き続き利用する場合、間に休みの時間があるのは民間と発想が違うのではないかととの質問があり、午前利用の方が若干延長となった場合や午後利用の方が早く準備したい場合など、12時から1時の間の時間が緩衝の時間の役割を果たしていること、午前・午後・夜間と続けて利用する場合等は連続して利用できるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに

対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号及び請願第2号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、継続審査、請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書と、日程6、請願第2号 「組織的犯罪処罰法改正案（テロ等準備罪法案）」の創設反対を求める意見書採択についての請願の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2件について、所管の総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告をいただきます。

総務常任委員会委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成29年6月12日開会の平成29年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成29年6月22日開催の第2回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書。

請願第1号は、継続審査であるため、そのまま審査に入りました。

審査の中で、委員から、交渉会議は始まっており、今から意見書を出す必要はないと意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会として全会一致で本件を不採択とすることに決定をいたしました。

請願第2号 「組織的犯罪処罰法改正案（テロ等準備罪法案）」の創設反対を求める意見書採択についての請願。

紹介議員から、この法律の対象となる犯罪が277の多岐にわたっており、これだけの多くの犯罪について、相談をしていることをどうやって把握していくかについては、内偵や密告、盗聴、盗撮をする以外にはない。しかも対象は一般人である。警察も事件が起きる前に対応しなければならないという責任が課せられるということになり、情報収集に力を注ぐことになることは必至である。戦前に行われたスパイを送り込むという方法も、自首減免制度として復活するかもしれない。法律は成立したが、到底国民の要請によってつくられたものとは言えないという説明を受けました。

審査の中で、委員から、市民活動で相談することが全て対象になるとは思わない。病気でいえば、予防と治療の関係であり、予防が大切であるとの意見がありました。

国民の心配は説明不足が大きいからであるとの意見もありました。

277に及ぶ犯罪行為を対象としているが、国会でテロへの対象行為として何が必要で、何が必要でないかが審査されていないため、この点をもっと議論すべきだった。野党の国会運営には問題があったとの意見もありました。

戦前の治安維持法とは違って、重大な犯罪から国民を守るための大切な法律であり、監視されることが一般の人にまで及ばないという認識であるとの意見もありました。

地方議会の運営上で言えば、今回のように実現可能性がない請願は取り上げようがないため、不採択とせざるを得ないという意見もありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定をいたしました。

平成29年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員長、森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） 報告書に対する質問ですが、請願第2号、下から4行目「地方議会の運営上
で言えば、今回のように実現可能性がない請願は取り上げようがない」と書いてあるんですけども、私は思うに、意見書というのは議会の意見を上げる場ということで、実現が可能か可能でないかというのは必要ないと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） この話は議会運営上にあるものを採用させていただいたわけなんですけれども、実際問題、6月15日にこの法案は成立をしているという意味において、もう既に採用といいま
すか、その意見書を出す意味がないという意味において、今回、こういったことを出させていた
いたということでもあります。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

継続審査、請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択につい
ての請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4 番 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 4 番 野田です。

通告に従いまして許可をいただきましたので、討論を申し上げます。

最初に、この手続上の問題について私なりの指摘をさせていただきます。

前回のこれは継続ですので、前回、3月議会で私のほうから説明をさせていただいた後、委員会のほうの議論で次のような発言がございました。

郡上市は、八幡町時代から非核平和宣言を行っておる。一步でも核廃絶に近づかせることは我々の任務であるという非常に前向きな発言もありました。私は感動いたしました。

それからもう一つ、核大国がここのこの国連の会議に参加するように日本としても橋渡しをする必要がある。その役割を担うべきであるという積極的な発言もありました。

しかしながら、そういう前向きの発言の傍ら、核を今後どう考え、どういった動きをするかが重要である。これはちょっと詳細にはわかりにくいんですが、我が郡上市議会としてどう動くのかという問題なのか、多分そうだと思いますが。そして、意見書を提出するチャンスは、タイミングは今しかないということではない。今後も国連の会議は期限を切って行われるんだけど、その会議に間に合わんからといってどうのこうのじゃなしに、これからずっと長い目で見ていくべきだというのはそういう意味だと思います。こういう意見。

もう一つ大切なこと、これは国連のこと、国家レベルのことであるため、当議会としてさらに勉強をするために、今は結論を下さずにもっと勉強をしてからでいいではないかと、こういう意見だと思います。

それから、国連のことだから、国家レベルのことであるからというのはちょっと理解に苦しむんですが、この意見書は日本政府に対する意見書なんです。国連に対する意見書ではない。日本政府に積極的に参加してくれという意見書ですから、当然、我が市議会としては意見書を出す権利はあります。

ところが、当時も既にこの国連会議は期日が迫ってきており、今月17日から始まり、来月7日で終了するという第2回の会議がこの本会議のこの6月議会と重なっているために、私は継続審査では間に合わない。出すなら今しかない。再三申し上げました。しかし、継続審査になりました。

その結果、先ほどの委員長の説明の中で、報告書の中で、1枚目の1番下の行でございますが、「委員から交渉会議は始まっており、今から意見書を出す必要はない」、何と不誠実な報告ではありませんか。とうにわかっておる。こういう時代になることはわかっておるのに、なぜこんな報告が出てくる。不誠実きわまりないと私は思います。これがまず第1点であります。

2つ目です。多分、前回の3月議会でも出されてまいりましたが、核に関する問題については、いわゆる核抑止力の問題であります。隣のその向こうの隣の国が不穏な動きをしている。ミサイル

も撃ってござる。核開発もしている様子である。それに対抗するには、強力なアメリカにバックについてもらい、核抑止力でもって抑えるしかないという議論、これがいかに危険で、もう我々人類はそんなこと卒業しなきゃならんということは皆さん多分御存じだと思います。でも、その抑止力からは抜け出せない。日本の立場で言えば、虎の威をかるキツネです。こんな事態をいつまでも続けておるのは本当に情けないと私は思います。

理想論は言っても、現実はそのような事態だからやむを得んぞという御意見もあるかもしれません。しかし、日本国憲法第9条は、その第1項の中で戦力による威嚇又は戦力の行使はこれを禁止するとはっきりとうたっております。核抑止力は威嚇にはなりません。名前を変えた威嚇なんですから、俺はこんだけの核を持っているぞ。おまえ、手向かうなよということを暗に言っているわけですね。それをどういうふうに運用するかはいろいろあるでしょうけれども。その9条をいただく我々日本としては、この事態をいつまでも私は放置すべきではないと思うんです。

折しも、トランプ大統領はアメリカファースト、こういう国々に、こういう国にですね。我が日本がいつまでも盲従的に従うんじゃなしに、みずからの自主的な意思を持って行動するときに私は来ているものと思います。そういう発言を郡上市議会からぜひぜひ発していただきたい。決してできませんことではないんです、これは。そういう皆様方の、議員の皆さん方の御英断を期待して、討論終わります。

○議長（渡辺友三君） ただいまは請願の不採択に反対の立場での討論でございました。

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ただいま反対の討論がございました。先回、継続審査のときにやはり国家の国連での立場というようなこと、日本政府はどう対応するかというようなこと、それから近隣の議会はどうであるかというようなことで継続審査ということになったというふうに思います。

そんな中で、近隣の議会の動向もない。そして、日本政府の対応といえますか、今まさに国連でその会議がされておると。会議始まっておるということでございますので、その会議に参加することを促す意見書は、今はもう、今から出すようなものではないということを思いますので、今の委員長報告のとおり、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（渡辺友三君） そのほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

請願第2号 「組織的犯罪処罰法改正案（テロ等準備罪法案）」の創設反対を求める意見書採択についての請願に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。

引き続き討論を行います。

まず最初に、この請願、意見書採択についての請願は、既に提出された後、早々に国会のほうで参議院で御承知のように、ああいう異常な形で採決——この採決には括弧をつけたいんですが、括弧づきの採決を行いました。そういう意味で、これもまた期限切れというイメージがどうしてもあります。

こういう事態は、私はちょっと経験がございませんので、この請願について委員会としてはどういうふうにされるのかということを検討していただきましたところ、総務委員会のほうで、期限は終了した、終了といいますか、採決はもう既に行われたんだと。しかし、こういう請願が出されているんだから、審査はしましようというお返事でした。

私は、この総務委員長長の御判断に大変敬意を表したい。ひょっとして、これはもう終わったことだから、この段階で却下ということもあるかもしれないと私は判断しておったんです。審査をしてくださった。大変御英断だと思います。ありがとうございました。

その内容についてでございますが、もう新聞で連日報道されており、さまざまな批判や反対が展開されておりまして、議員の皆さんも十分に御承知のこととは思いますが、改めて確認と私の見解を申し述べます。

277の犯罪、これ当初は六百二十幾つあったんですが、批判を受けて減らしてきて277。一体、これ、覚えることなんかできませんし、それをもって捜査をする警察官どうするんでしょうねという感じしますが、とにかくこの膨大な数の犯罪を既遂ですね。すなわち、犯罪が行われたという明らかな状況がないにもかかわらず、いまだ行われていないものを捜査し、これを処罰する。これは日本の刑法の体系の根本を覆すものであるということとはもう重々おわかりいただけると思います。

その考えや思いや思想や、心で思ったことを洗い出して、それはすなわち捜査をして、それが犯罪に当たるということを、これを実行して、いわゆる捜査から犯罪立件に至るということは、当然ながら、国民の言論や思想や良心や、そしてそれを表明し、隣の人に、あるいは周りの人に仲間に話すという出版や集会、この一番大事な基本的人権を抑圧します。これを言ったらいいんやろうか、これを言ったらやばいんでないかと、こういう意識が働くんです。当然です、これ。これが最大の

問題やということをまずわかっていただきたい。

もちろん、通信の秘密も暴かれます。通信傍受法という大変な悪法がもう既にできちゃっているんです。恐らくそれはこのための準備だと考えることもできます。

したがって、今、私たちが使っているSNSですね。ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ラインとか、フェイスブックとか、全てこれも暴かれます。既にやられているかもしれません。こうした通信の秘密も守られることはなくなるでしょう。

憲法第11条、12条、特に13条、21条、こういうのに抵触どころか、違反することはもう明らかです。そういう意味で、この法律は違憲立法であります。そんなとんでもない悪法であるがゆえに、過去3度も廃案になってきた。

ですから、今回、4回目は、衣をかえて、衣装をかえて再提出されてきたわけですが、その内容はテロ等準備罪、すなわち国民が世界のニュースを聞くに及んで、一番心配で怖いのがテロ。幸い、日本では今重大なことになっておりませんけれども、やがてはということを読みながら、テロへの国民のこの不安や恐怖心を最大限に利用しながら、これを予防するという衣を着てきているんです。ですから、口を開けばテロ等準備罪、テロに対する恐怖、これが語られてきた、国会でもですね。

ところが、この先ほどの議論の中、委員会の議論の中にちょっと話を戻しまして、その中で主に2つの問題点が議論がなされたいと思います。

1つは、国民の相談が全て対象になるわけではない。要するに捜査の対象になるのはほんの一部である。あるいは監視が一般人へ及ぶことはない。これも国会でよく首相が言ってましたけれども、法務大臣も言っていましたが。しかし、対象はほんの一部の特別な凶悪的な犯罪だけです。よという国民に対する安心感を踏まえておりますが、実はこれがそうではないということはもう皆さんもおわかりでないかと思うんですね。すなわち、一般人へ十分にこれは及ぶ問題である。すなわち、犯罪者は自分で予告をしません。私は今からこんな犯罪しますなんていうことは絶対言いません。すなわち、わからないわけです。わからないものを捜査するということは、一体どうやってやるのか。

先ほどの報告でもありましたように、これは例えば盗聴とか、あるいは盗撮。大分県では既に警察がやっておりましたですね。労働組合の事務所の前にカメラを設置して撮影をした。それから、さまざまな方法での情報収集。

我が岐阜県の大垣市では、大垣警察署が風力発電の反対運動の人等をみんな調べ上げて、そして中部電力の子会社にこれを全部報告していた。こういう今裁判になっておりますけど、事態も出てきております。既にこの共謀罪法の先を行くような事態もいっぱい出てきております。そして、この国民の生活の日常生活が全部それは対象になりますから、当然ながら、私たち普通の人も対象にならざるを得ない。でも、1億数千万の国民はみんな見てるわけにいきませんから、当然ながら、

それは絞ってきます。どういうところに絞られるかといいますと、労働運動や市民運動や、あるいは宗教団体、その他もろもろ、いっぱいこのらしいといいますか、当局がらしいと見たところを絞って捜査の対象にしているんだと思います。こうしてさまざまところで私たちは暗い、何といいますか抑圧された社会を迎えなければならない。

もう一つ、委員会の議論の中で、病気の予防に当たるんだと。これも私はとんでもない話だと思います。皆さん、病気に対する予防措置というのは、当然、御自分の意思で、例えば健診を受けたり、ドックへ入ったり、あるいは予防注射をしたり、マスクをかけたり、幾ばかりかのお金を使って、そして努力をして、予防をみずからの意思で行います。

ところが、犯罪予防は、私はこういう犯罪やるから今から自分で予防するなんていうことはあり得ませんから、誰が予防するかというと、権力の執行として予防します。要するに、執行行為であります。予防が必要かどうかの情報収集から始まって捜査、痛くもかゆくもない腹を探られたり、こういう事態が当然出てきます。時には注射を打たれたり、血を抜かれたり、これはどういう事態になるか。冤罪の温床になる。ましてや、自主免罪ですね。みずから申し出た場合は罪を軽減できるというその制度ができますから、ますます冤罪や、あるいは密告が出てくるのではないかと。こういう事態を戦前にたどれば、これは治安維持法と大変よく似ておる。別物やという意見もありますが、内心を探られ、そして心の自由、精神の自由、言論、表現の自由を抑圧されたことは、もう治安維持法そのものなんです。現代における治安維持法と言われるのはそのためだと思います。

一方、外国を見てみますと、テロが頻発している国々でも、このテロは防ぎようがないとよく言われます。すなわち、共謀罪をつくってもテロ行為は別に防ぐことができないんだ。五輪のため、オリンピックのためですね。そして、テロの防止のためとはよく言いますが、これも非常に当初は文言には、法案の文言にはなかった、後からつけた文言です。ですから、そういう役割は一切ありません。これは国連の担当者も明言をしていることであります。

今回、この意見書採択の請願がこうして期限が切れてしまったこと、もう既に国会で成立したということですので、ここで改めてこのままこれを請願として出すことにはちゅうちょされるかもしれませんが、私はなろうことなら、廃止の請願、廃止の意見書として再提出をされることをこの議会に要請をして、意見を終わります。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） ただいま請願の不採択に反対の立場での討論でありましたが、ほかに討論はありませんか。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 8番 田代です。

賛成の立場の意見でいいですか。

不採択とする委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

6月15日に成立した組織的犯罪処罰法改正案（テロ等準備罪法）は、テロなど組織的な重大犯罪を未然に防ぎ、国民を守るために必要な法律だと思います。日本では、2019年にラグビーワールドカップ、また20年には東京五輪・パラリンピックが開催されます。世界中から注目が集まる上、多くの外国人が訪れるので、テロの脅威も高まってくると思います。世界各地でテロ事件が頻発する中、対策は喫緊の課題であると、そういうふうに思います。

テロの未然防止には、情報交換や、また捜査協力など国際社会との連携が必要だと思います。このため、政府は既に187カ国・地域が締結している国際組織犯罪防止条約の早期締結を目指しています。日本がこの条約を締結するには、テロ等準備罪法案の成立が不可欠となっております。日本はこれまで国際社会から繰り返し同条約を締結するよう要請や指摘を受けてきました。国際社会が結束してテロに立ち向かおうとするこの流れの中で、どうして法律に反対する意見があるのか理解できないという声も寄せられておます。テロ等準備罪は一般の人が捜査対象にならないよう、要件が厳格化されていますし、裁判所による厳格なチェック、また警察権の乱用にも歯どめがかかっていますので、警察の捜査が広がり、監視社会になることはあり得ません。

以上の理由により、冒頭に述べましたように、テロ等準備罪法案はテロなどの組織的な重大犯罪を未然に防ぐために、我が国に必要な法律であると思います。議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認め、よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議発第2号について（採決）

○議長（渡辺友三君） 日程7、議発第2号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎報告第7号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程8、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてをよろしく願います。

それでは、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。平成29年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、専決第1号 専決処分書を読み上げさせていただきます。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。これは平成29年6月26日付でございます。郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容ですけれども、これは昨年の平成28年10月13日午後1時15分ごろ、郡上市白鳥町大島地内におきまして、公用車を運転中の郡上偕楽園職員が、公用車の前方を走行していた車が急ブレーキをかけて右折しようとしたために、衝突を回避しようと急ブレーキをかけたときに、衝突は免れたわけでありまして、同乗をさせていただいておりました偕楽園利用者ですね。この方は車椅子で乗車をしておられたわけでありまして、これ、乗るときに実は、ここに書いておりませんが、シートベルトの着用が不都合によりできなかったと、こういうことがありまして、そういうふうなことで、今の急ブレーキということによりまして、車椅子から車内に投げ出された形になりまして、転倒をされ、足を骨折されたというものでございます。このことにつきまして、入院もされまして、それから一応完治をしたということでございます。

この件につきましては、市としましては、それぞれその諸経費につきましての損害賠償、これは100%の市の過失ということでございまして、いわゆる治療関係の経費、また諸経費ですね。入院に係る経費、それからまた慰謝料とその他の関係がございまして、誠実に補償交渉、またおわびを申し上げる機会を持ってきておったものでございます。

また、市としましては、どういう保険において市のその賠償につきまして保険で補填をされるかというふうなことで保険会社とも交渉をしてきたわけでございますけれども、いずれにしても、この6月26日に和解をさせていただくことができたということで、2番に書いてあります相手方の方に対しまして損害賠償の額13万5,965円をお支払いするということで示談が成立したというものでございます。

この件につきましては、市としまして大変御当人に心身に苦痛をもたらせてしまったということにつきまして、大いに反省をし、また再発防止へ向けての対策を講じたものでございます。心からおわびを申し上げ、またこうしたことが専決処分をさせていただきましたことにつきまして御報告を申し上げる次第でございます。大変申しわけありませんでした。

失礼いたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 武藤です。

先ほど理事のほうから報告がありましたが、シートベルトができなかったということですが、その理由ですね。しなかったのか、できなかったのか。また、できなかったならばその後の対策はどうされたのか、その辺のところをもう少し説明いただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、偕楽園の園長がきょう出席しておりますので、詳細につきましては報告をしてもらいますけれども。

シートベルトにつきましては、できなかったという職員のお話があったわけですが、その後確認をしたところ、その同じ事故の直後のタイミングですけど、シートベルトは正常に動いていたといいますか、正常に操作できる状況であったということでありました。

済みません。私からよりも、当園長がおりますので、報告してもらいますので、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 郡上偕楽園長 清水宗人君。

○郡上偕楽園長（清水宗人君） 偕楽園の清水です。よろしくお願いします。

この事故については、病院から、鷺見病院の病院が終わってから園に帰るときに発生した事故です。職員についてですけども、この車の運転、特殊車両ですけども、初めての運転であったということで、事前に取り扱いの説明を受けていたんですけども、鷺見病院で車に利用者に乗せて、それから車椅子を固定して、それからさらに専用のシートベルトをするというところですが。そのシートベルトが十分にできなかったというところで運転をしてしまったということです。

その際に、やむを得ずこういったこの内容にありますとおり、急ブレーキによって避けるためにというところで事故が発生して、大変利用者の方には申しわけなかったんですけども、こういった事態になってしまったということです。

その後、こういった事故を踏まえまして、職員の講習というところで操作マニュアルというものを作成しました。それから、その操作の徹底というところで、車椅子のリフトそのものの乗降の操

作ありますけれども、そういったものも講習とか、それから車両のフックの固定とか、シートベルトの着用というのも昨年は11月24日、28日と2日間にわたって行いましたし、ことしについても5月1日、2日に同じようにやったというところで、その後の徹底については行っております。

なお、こういった病院からの送迎については、通常はシルバー人材センターのほうへ専門の方をお願いしてるんですけれども、そういった場合、たまたまこのときにはほかの送迎ありましたので、そういう場合は職員が行うというところなんですけれども、そういったところも踏まえた不足分を対応するわけなんですけれども、職員のそういった操作についてはあり得ることですので、継続して徹底していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 6番です。

同じところだったんですが、今、偕楽園長さんのお話の中では十分できなかったという話だったんですが、シートベルトというのは十分にできるかできないかではなくて、するかしらないかとか、はまるかはまらないかだと思うんですが、はまっていたのか、はまっていなかったのか。要するに、はまっていなかったのがわかっていて、それでも運転されたのか、その状況について説明を求めます。

○議長（渡辺友三君） 郡上偕楽園長 清水宗人君。

○郡上偕楽園長（清水宗人君） シートベルトについてははまっていなかったというところなんです。なぜというところなんですけれども、シートベルトについては、車両の、これは専用の車ですので、普通のシートベルトと少し違うんですけれども、その操作、シートベルト引っ張ってカチャッと入れるんですけれども、そのときにどうも、職員によりますと伸びなかったというところで、通常ですと、ちょっとこれは想像のところで済みませんけれども、強く引っ張るとすぐとまってしまいますので、それを何度もやってしまったというところが一つの原因です。

このときには家族の方もちょっと見えて、一緒になってその操作をやってみたというところもあって、たまたまできなかったということで、帰ってもう一度やりましたら、他の職員やった場合はできたというところですので、やはり操作の誤りというところですので、落ちついてやれるような、やるようなところも必要かなと思いますので、今後はそういったところも踏まえて指導をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） シートベルトとか、安全に運転していただいたり、安全に対する義務をしつ

かりしていただくというような講習をされるということで、それは当然のことだと思うんですけども。私は、説明を聞いていて思ったことは、要するにそういうときにどういう対処をするかだと思うんですよ。要するに、今回はたまたまシートベルトがはまらなかったと。それはシートベルトの知識というか、技術的な問題でできなかったということなんですが、そのときにどういう判断をされて、どういうふうに対処されるかという部分が一番実は大事なんじゃないかと思いますので、そういった部分のことをしっかり徹底されたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 郡上偕楽園長 清水宗人君。

○郡上偕楽園長（清水宗人君） こういった場合についても、偕楽園には事務職員おりますので、まずは自分ができないと。対応がちょっと難しいという場合は事務所に電話かけるなどの指導を受けるというところがやっぱり足らなかったかなと思いますので、そういった自分でできないところについても利用者の方にそれが迷惑かかることにつながりますので、そういった対応についても仰ぐようなところも踏まえて指導というか、偕楽園の中で話し合いをしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 山田。

関連で。一応、今、それぞれ2人の委員から質問ありましたが、再発防止に取り組んでおるということで、それはそれなりにまたマニュアルもつくってということですけど、ぜひやっぱりこういったことについては、全市、市内のやっぱりデイサービスあるいは社協、それから民間の福祉の組織、いろんなところにやっぱり事例情報を提供して、全てのことでやっぱり市内にはこういうことが起こらないよということも、これはやっぱり悪いこと、言葉で言って悪いですが、隠すんでなしに、やっぱりしっかりしたこういう情報をみんなで共通し合うことが大事だと思いますので、そんなことの取り組みもよろしく願いしたいと思います。要望をいたしておきます。

○議長（渡辺友三君） 要望で。

○10番（山田忠平君） はい。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

◎議報告第6号について

○議長（渡辺友三君） 日程9、議報告第6号 中間報告についてを議題といたします。

総務常任委員会より、視察研修の報告が別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、議報告第6号は終わります。

○議長（渡辺友三君） ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第83号 工事請負契約の締結について（美並まん真ん中広場芝生化工事）を日程に追加したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。日程に追加します。

日程の追加につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第83号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程10、議案第83号 工事請負契約の締結について（美並まん真ん中広場芝生化工事）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第83号 工事請負契約の締結について（美並まん真ん中広場芝生化工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、美並まん真ん中広場芝生化工事。

契約の方法、一般競争入札による。

契約金額、3億6,666万円。

契約の相手方、郡上市美並町上田90番地18、株式会社水口建設代表取締役 水口俊明。

工事の場所、郡上市美並町地内。

工事の概要、芝生化工事一式。

1枚議案書をはねていただきますと、資料をつけさせていただいております。

美並まん真ん中広場芝生化工事概要書でございます。

重複する部分は省かせていただきます。

工期でございます。本契約締結の日より平成30年3月20日。

7番の工事内容でございますが、土工一式。グラウンド舗装工、外周舗装工、防球ネット設置工、駐車場舗装工、園路舗装工、付帯施設工、排水溝設置工、構造物撤去工でございます。

1枚裏面を見ていただきまして、それから次のページにつけておりますA3の計画平面図をごらんいただきたいと思いますが、左側が付帯施設の平面図の番号がついておりますものの名称、摘要、数量、単位となっております。

まず、計画平面図でございます中央の黄緑色の部分が今回、人工芝でございますが、芝生化を行いますところでございます。整備面積につきましては1万3,799平米ということになっております。

それから、その周りをぐるりと赤色になっておりますが、こちらがゴムチップのウレタン舗装ということで、ランニングでございますり、あるいは芝生、人工芝のところと他のところとの一応区分けといったような意味もございまして、このゴムチップのウレタン舗装をするということでございます。

それから、左上側の灰色の部分でございますが、こちらが駐車場でございます。現在もここに車をとめられるということはございますが、正式な駐車場となっておりますでしたが、今回、アスファルト舗装をいたしまして、駐車区画線も入れまして整備をさせていただきます。

なお、中心のところに点線で青色の細長いものがちょっと見にくうございますけれども、こちらのほうは80メートル掛ける10メートルということで、消防操法の訓練をされる際に一応この10メートル掛ける80メートルの区画がとれるということで表示をさせていただきます。

それから、今度は右下でございます。右下のところにも灰色の部分がございますが、こちらが既設の駐車場も含めました駐車場も拡張をいたします。その部分でございます。

なお、駐車場につきましては、これまで55台ということでございましたが、これを二百……、失礼いたしました。これまで55台ということでございましたが、こちらを拡張いたしまして、先ほど説明いたしました左上の分も合わせまして二百二十……、失礼しました。ちょっとお待ちください。224台という整備をさせていただくというものでございます。

それから、左の付帯施設工を少し説明をさせていただきたいと思いますが。

まず、ラグビーゴールが1対でございます。それから、アメリカンフットボールのゴール1対。それから、一般のサッカーのゴール1対。それから、少年用のサッカーのゴールが2対と。2面とれますので2対ということでございます。それから、細かいところでございますが、既設のバックネットの補修。それから、既設のスコアボードの補修。これは、スコアボード大小でございます。それから、両開きのくぐり門扉を取りつけます。それから、メッシュフェンス、それからコンクリート土留、水飲み場等でございますが。

なお、先ほど申し上げました中心の黄緑色の部分、その周りのゴムチップウレタンの舗装のその

周りには防球ネットをぐるりと張りめぐらせるという予定になっております。

なお、今回の工事とは別にクラブハウスでございますが、これを建設をする予定になっております。クラブハウスにつきましては、木造の平屋建てで212平米ほどを予定をしております。更衣室が4室、医務室が1室、それから多目的に使います下が土間になっておりますそういう部屋も整備をさせていただく予定でございます。

それから、このクラブハウスと既にごございます管理棟のところにトイレがございますが、特に女子トイレのほう为数が少ないというようなことで、現在、2基というものを4基にふやさせていただくというものもございます。これは今回の工事とは別でございます。

それからもう一つは、既設の照明柱、照明がございますが、これをLED化をするものと、それから1基はこの工事のためにちょっと場所に支障がございますので、1本を移転をします。1つ撤去をいたしまして、新たに1基新設するというので、8柱というのは変わりませんが、その工事も今申し上げました工事とは別にやらせていただく予定でございます。

この計画図面の次のページのところを見ていただきますと、今回、初めて人工芝というのを採用させていただきますが、このハイブリッドターフというふうに書いてございますが、このターフの長さが65ミリ、これまででは30ミリと、あるいは35ミリというのが多かったんでございますが、この65ミリというものを採用させていただきますして、図にございますように、一番下に目砂、それからその上に細粒のゴムチップ、さらにその上に樹脂チップというのをしかせていただくというものでございます。

なお、この樹脂チップによりまして、人工芝の欠点でございました、下がアスファルトでございますので温度上昇が非常に懸念されるわけですが、このゴムチップあるいはこのターフの色が今3種類ほど入っておりますが、割合明るい色にすることで温度上昇を抑えるというような工夫もしてございます。

それからもう1枚はねてございますと、今申し上げましたハイブリッドターフというのがございますが、ちょっとここは飛ばさせていただきますして、ゴムチップのウレタン舗装のイメージでございます。こういうような、外周でございますので、通常ですとランニングコースですとかといったこともなりますし、それから観覧席というのは特に座席というのを設けておりませんが、試合等ございますときには、この人工芝の周りにぐるとはりめぐらせましたこの部分あるいは外の芝生部分といったようなところを予定をしております。

あと、次の部分がバックネットのほうの、これは既にごございますので、これを補修をさせていただくというものでございます。それから、両開きのくぐりの門扉。それから、メッシュフェンスでございますが、こちらを張らせていただくという予定でございます。

その次に、今度はラグビーゴールのほうのイメージ図でございますが、こちらがでございます。

その次が、今度はアメフトのゴールというものも一応設置をさせていただく予定でございます。
その次がサッカーゴール一般用と下が少年用というふうになっております。

なお、その次が入札結果ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） このターフのことについてお伺いしたいと思いますけど。

ターフは、耐用年数は何年ぐらいだと。使用頻度によっても、もちろんスパイク等で摩耗があるかと思いますが、その使用頻度とその普通の太陽の光線によって傷む場合もあると思いますけれども、それを聞きたいと思います。

それと、この65ミリということなんですけれども、これが通常、サッカーとなると普通の天然芝でもそうなんです、選手は転がりやすさとかということに気にされますけれども、通常、これがどのぐらいのレベルの転がりのものなのかということを知りたいと思いますし。

あと、これがアメリカンフットボール、またソフトボール、アメフトだけでいいですが、アメフトに関しては、このターフの長さとかに関しては、通常のそういう公式戦とは言いませんけれども、認められているものなのかというようなことについてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 一番最初に御質問のございましたこのターフのほうの耐用のほうの年数でございますが、まず、メーカー保証のほうは6年ございます。通常でございますと、もちろん、それ以上長い場合ですと15年ぐらい、10年から15年ぐらいは使えると。ただ、先ほど議員が御指摘のとおり、その場所によりまして、例えばゴール近くのしょっちゅう人が動くというようなところでございますと、そこはやはり損耗が激しいということでございますが。今回、そういう場合にはその部分だけを張りかえるというようなことで、全体を張りかえるという必要はないというふうに考えてございます。

それから、2番目のこの転がりということでございますが、ちょっとその数値的なものは手元に今ございませんが、先ほど申し上げましたとおり、人工芝、当初、固いとか、それから先ほど申し上げましたような温度上昇といったようなことがございましたけれども、非常にしなやかな、天然芝とはまいませんけれども、近いような感触で、非常に今回採用するものにつきましても、今の段階では一番すぐれたものといったような内容で整備をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたこの構造上の目砂の上に細粒ゴムチップ、樹脂チップといいますものも、そういう衝撃の緩衝材といったような役割も果たしますので、問題はないのではないかと思います。

それから、これがアメリカンフットボールのほうに公式戦ができるかどうかにつきましては、ちょっと手元に資料がございません。申しわけございません。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） そしたら、この人工芝の部分ですけれども、平米当たり、直工では幾らくらいするんですか。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらは、下の整地と申しますか、路盤も含めまして、直工でございますが、約1億3,300万ほどということでございます。

少しちょっとお待ちください。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 失礼いたしました。

平米当たり9,600円ほどになります。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） そうしますと、経費入れますと1万円を超えるというようなことなんですけれども。先ほど非常にこの使用頻度が近いゴール周りは別として、全面におきまして15年で、これは張りかえるというようなことにはなろうかと思えますけれども。その点の維持のことにつきましても、方針を立てられることと思えますけれども、そのあたりもしっかりと計画はされておられますか。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらのまず人工芝と天然芝のほうのどちらで施工をするかといったようなことで設計の段階で検討をさせていただきました。天然芝のほうが当初の施工の経費と申しますのは安く上がるわけでございますが、天然芝でございますと大体建設費が、これが1万平米当たりということでちょっと比較をさせていただきましたが、天然芝でございますと芝のほうの建設費が約1億800万ほど。人工芝になりますと1億6,200万ほどということで、人工芝のほうが高うございますが、その後の10年間でございます。10年間の維持管理経費を比較をいたしてみますと、天然芝が10年間でございます。1億1,340万。人工芝のほうが1,155万というようなことで、10年間のトータルコストを考えますと天然芝が2億7,540万、人工芝が2億5,460万ほどというようなことになります。

余り差がないのではないかというふうにお感じになるかもしれませんが、実は稼働率というもの

も非常に大切でございまして、天然芝の場合にも、もちろん雨天でございまして下が芝傷めてしまいます。それから、空は晴れておるんですが、下に水がたまっておるような場合にも芝を傷めてしまいますので、そういうことから考えますと、年間の稼働率が天然芝の場合は1,296時間というような積算をいたしました。

それに対しまして、人工芝の場合には、雨天の場合でももちろん問題ございませんし、その前後、直後でも使用できるということで、年間2,100時間というようなことで、時間当たりのコストを比較いたしますと天然芝が2万1,000円ほど、人工芝につきましては1万2,000円ほどということでございます。

それから、15年たちましてから全て張りかえなければならないかといったようなところでございますが、一応15年が目安ということにはなっておりますが、先ほど言いましたように使用頻度によりまして、使用頻度、とにかく場所によりまして摩耗が激しいところはもう少し短いことで張りかえなければならないと思いますが、これについてはほかのところは15年は大丈夫といったようなことで計画のほうをしております。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） この工事説明をいただきましたけれども、現状、いろんな施設、いろんな人がこの施設を使ってみえると思うんですが、完成が来年の3月までですが、その代替の施設とか、それへの対応をお聞きしたいことと。

それから、今現状、例えば少年のサッカーゴールなんかは使ってみえると思うんですね。現状あると思うんですが、その辺の、どう説明……、全部新設されるということになっているのか、その辺のところもお聞きしたいこと。

それから、一番最後のページにあります。照明工事とか、それからクラブハウスの建設工事も3月20日を目指して今後入札されると思うんですけれども、その辺の予定についてもちょっと伺いしておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらのまん真ん中の広場でございますが、現在、サッカーですとか、野球、それからグラウンドゴルフ、それから先ほどちょっと説明の中で申し上げました消防操法大会でも使われるといったようなことでございますが、この工事期間中につきましては一応他の施設のほうでお願いをするという予定にしております。中には、例えば夜間照明がなくてといったような心配もございますが、それはまたちょっと個別に対応させていただきたいというふうに思います。

それから、他のクラブハウスでございましたり、それから照明のほうでございますが、これも一

部、この本工事のほうに絡んでくる部分もございますので、この7月中ぐらいには発注のほうもかけていきたいというふうに思っております。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） サッカーゴールでございますが、今のところ、こちらのほうは新しくさせていただくというような予定にしております。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今回、この芝生の工事が、契約の件でありますけれども。人工芝ということで、今工事の内容についてもいろいろなことが細かく載せられておりますが、引き受け後のランニングコスト、サービス期間があるのかないのかということ。専門業者にね。

そして、今後の関係ですけれども、人工芝を含めた専門的知識管理者がいるのかいないのか、どうするのかとか。そして、特にこれだけの施設ができる以上、やっぱりスポーツの振興、そして利用頻度を上げていくという場合の管理運営に対する方向はどのような方向で今検討されているのか。

今言っております宿泊、飲食も含めたやっぱり地域による観光といいますか、そのようなことにも結びつけていかなければなりません、そういったことも含めて、やっぱりせっきくのこれだけの大きな事業でありますので、全てのことにやっぱりうまく回って、それだけのやっぱり収入も上がるようにしていただきたいと思いますが、その辺のことについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） まず、人工芝のほうでございますが、これも郡上市のほうでも初めての工事といったようなことで、工事のほうの、いわゆる入札の仕方と申しますか、そういったようなところでもその専門の業者との連携がとれることといったようなことを附帯をさせていただきました。

その中で、以後の維持管理ですが、当然、天然芝のように芝を刈るとか、それから散水をするとかというようなことはございませんので、今のところでは通常の維持管理、例えば、何と申しますか、芝の上にごみですとか、枯れ葉ですとかといったような、そういう管理というのはございますが、それ以外の場合にはほとんど特殊な技術を持って管理をするということは不要でございます。

それから、利用でございますけれども、今、この中で一番期待をしておりますのは、吠高原のほうで御案内のように天然芝というようなことで稼働の時間、それと季節的なことで非常に短い、1年行うということができないということですが、こういった吠高原の利用者の方に実はお聞きをいたしましたところ、例えばそれが10月、11月、12月、極端な話1月でも、そういう練習場があれ

ば利用がしていただけるのかといったような問い合わせもさせていただいたところ、もしそういう場所があればぜひ練習をしたいと。特にサッカーなんかはやっぱり冬にその大会があるといったこともあるそうでございますので、そういうところで練習をしたいというようなことでございます。

現行では、一応この利用のほうにつきましては、現行の利用のほうの延べの実績が、これは一応まだちょっと28が集計してございませんので、27ですけども、利用回数が一応150回で、6,923人の方の利用というのが、これが現在の利用でございますが、これにつきましては、今回、整備をすることで一応367回、利用者人数といたしましては1万2,783人というような、これはもともと、先ほど申し上げました定期利用団体に加えまして新たなそういう使っていただける団体が見込めるのではないかと。一応これまでは4団体といったことでしたが、定期利用団体7団体ぐらいにできるんではないかというような積算をしております。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) 工事が終わって、ランニングのサービス期間では業者ということのあれが。それともう1点ですが、市内外のこの施設の利用料のことについてはどのようなことがあるかも。

○議長(渡辺友三君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) まず、この保証のほうでございますが、先ほど申し上げましたこの人工芝のほうにつきましては、メーカーの保証というのが6年ということでついております。それから、そのほかの部分につきましても、ちょっと今手元に資料がございませんのでわかりませんが、途中で何かふぐあい、まだそれだけ使っていないのにふぐあいが出てきたという場合には一応メーカーのほうで対応していただけるという予定でございます。

それから、使用料でございますが、ちょっと今現在検討をしておりますが、以前にこちらの使用料のほうでございますけれども、市外のほうの団体の方についてはやはり適切に市内の団体よりは高い設定をちょっと考えております。ただし、例えば宿泊をされるとか、あるいは飲食の関係のほうを利用されるといった場合には、何かその点で、例えば減免をするといったようなことで呼び込むというような、そういったことも一応想定はしておりますが、まだ確固たるものがございません。

○議長(渡辺友三君) そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会の付託を省略す

ることに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第83号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長(渡辺友三君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶いただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 平成29年第2回の郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、6月12日の開会より本日6月29日まで18日間にわたりまして終始御熱心、かつ慎重に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。全ての提出議案、本日、ただいま御審議をいただきました追加提出議案も含めて御議決をいただきました。

審議の過程や、また一般質問等においていただきました御意見、御提案、御指摘等につきまして、これを真摯に受けとめまして今後の市政に十分踏まえてまいりたいというふうに思っております。

さて、いよいよきょうは浴衣議会ということで、郡上おどり、白鳥おどりの情報発信等もあったわけですが、いよいよこれから郡上は郡上おどり、白鳥おどりを初めといたしまして多彩なイベントが繰り広げられる暑い夏がやっ来てまいります。議員の皆様方にはくれぐれも健康に御留意をいただきまして、ますます御活躍をいただきますよう祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長(渡辺友三君) 平成29年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る6月12日から本日までの18日間にわたりまして、条例改正、また補正予算など

市政の諸案件につきまして、議員各位に極めて慎重に御審議いただきました。全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

また、市長初め執行機関におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました御意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第でございます。

先ほども申し上げましたように、間もなく郡上の踊りシーズンの到来あり、幕開けでございます。議員並びに執行者の各位におかれましては、健康には十分御留意いただきまして、ますます御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして第2回の定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本当に御苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第2回郡上市議会定例会を閉会といたします。ご苦勞さまでした。

（午前11時36分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生